

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 18 日

金 曜 日

第 3752 号

目 次

告 示 ○保安林の指定予定	1
------------------	---

告 示

富山県告示第227号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 4 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市下出字池尻山25の 1、30の 2、杉尾字八ヶ谷 1 の 3、字北ノ平 3 の 1、3 の 2、皆葎字ブト原谷72の 1、73、74の 1、74の 2、神成字長瀬 601の 4、601の 5、在房字石名坂 1（次の図に示す部分に限る。）、才川七字荒山58、64から66まで、字脇ヶ谷25の 1 から25の 3 まで、砺波市庄川町小牧字北牧97、98、100、101の 1 から 101の 3 まで、102の 1、102の 2、103、115の 1、字村中 588の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原 498、 500（次の図に示す部分に限る。）、
501、 502の 1、 502の 2、 503、 504（次の図に示す部分に限る。）、 522、
523、 816

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第228号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市宇奈月町内山宇池ノ原8の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第229号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市岡田字岩谷割36の1、37、38の1、字丸坪割75

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)